◎運輸事業の振興の助成に関する法律の一部を改正する法律案　新旧対照表

○運輸事業の振興の助成に関する法律（平成二十三年法律第百一号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（趣旨） 第一条　この法律は、現下の軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業をめぐる状況に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。 附　則 （この法律の失効） 2　この法律は、令和十三年三月三十一日限り、その効力を失う。 （経過措置） 3　前項の規定にかかわらず、この法律の失効前に第二条第一項の規定により運輸事業振興助成交付金の交付を受けた者については、第三条の規定は、前項に規定する日後も、なおその効力を有する。	（趣旨） 第一条　この法律は、軽油引取税の税率について特例が設けられていることが軽油を燃料とする自動車を用いて行われる運輸事業に与える影響に鑑み、当該事業に係る費用の上昇の抑制及び輸送力の確保に資し、もって国民の生活の利便性の向上及び地球温暖化対策の推進に寄与するため、当分の間の措置として、当該事業の振興を助成するための措置について定めるものとする。 附　則 （検討） 2　国は、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 〔新設〕